

平成30年

第1回市議会定例会 議案第58号

函館市都市計画法施行条例等の一部を改正する条例の制定
について

函館市都市計画法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市都市計画法施行条例等の一部を改正する条例

(函館市都市計画法施行条例の一部改正)

第1条 函館市都市計画法施行条例(平成15年函館市条例第55号)
の一部を次のように改正する。

別表第1第3条第1項第1号, 第3号, 第5号および第6号に掲げる区域の項第5項中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改め, 同表第3条第1項第7号に掲げる区域の項第1項中「別表第2(ぬ)項」を「別表第2(る)項」に改める。

別表第2第4条第1項第1号に掲げる区域の項第10項中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改め, 同表第4条第1項第2号に掲げる区域の項第1項中「別表第2(ぬ)項」を「別表第2(る)項」に改める。

別表第3第5条第2号ウ, オおよびカに掲げる区域の項第5項中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改める。

(函館市建築基準条例の一部改正)

第2条 函館市建築基準条例(昭和35年函館市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第60条の15第8号中「第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書または第12項ただし書」を「第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書

または第13項ただし書」に改め、同条第9号中「第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書または第12項ただし書」を「第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書または第13項ただし書」に、「第48条第14項ただし書」を「第48条第15項ただし書」に改め、同条第12号、第13号、第22号、第25号、第28号、第33号および第44号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の一部改正)

第3条 函館圏都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例(昭和48年函館市条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表第17項中「別表第2(り)項第3号」を「別表第2(ぬ)項第3号」に改める。

(函館圏都市計画特別工業地区内の建築制限に関する条例の一部改正)

第4条 函館圏都市計画特別工業地区内の建築制限に関する条例(平成元年函館市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1第10項中「別表第2(ぬ)項」を「別表第2(る)項」に改める。

(函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年函館市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務A地区の項第14号中「別表第2(ぬ)項第2号」を「別表第2(る)項第2号」に改め、同項第15号エ中「第130条の9の6」を「第130条の9の8」に改め、同表西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務B地区の項第14号中「玩具煙火」を「玩具^{がん}煙火」に改め、同項第15号中「別表第2(ぬ)項第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改め、同表西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務C地区の項第13号中「玩具^{がん}煙火」を「玩具^{がん}煙火」に改め、同項第15号中「別表第2(る)項第

2号」を「別表第2（を）項第2号」に改め、同表西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務D地区の項第14号中「玩具煙火」を「玩具煙火」に改め、同項第16号中「別表第2（る）項第2号」を「別表第2（を）項第2号」に改め、同表西桔梗南地区地区整備計画区域沿道サービス業務地区の項第13号中「（る）項第2号」を「（を）項第2号」に改め、同表西桔梗南地区地区整備計画区域沿道業務地区の項第10号中「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に、「同表（る）項第3号」を「同表（を）項第3号」に改め、同表桔梗中の沢地区地区整備計画区域沿道業務地区の項第4号中「別表第2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に、「同表（る）項第3号」を「同表（を）項第3号」に、「同表（を）項第4号」を「同表（わ）項第4号」に改め、同表桔梗南地区地区整備計画区域テクノポリスシンボル地区の項第11号中「別表第2（る）項第2号」を「別表第2（を）項第2号」に、「（を）項第2号」を「（わ）項第2号」に改め、同表桔梗南第2地区地区整備計画区域沿道業務A地区の項第4号中「別表第2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に、「同表（る）項第3号」を「同表（を）項第3号」に、「同表（を）項第2号」を「同表（わ）項第2号」に改め、同表石川南地区地区整備計画区域沿道地区の項第8号中「同表（り）項第3号」を「同表（ぬ）項第3号」に、「同表（る）項第2号」を「同表（を）項第2号」に、「同表（を）項第4号」を「同表（わ）項第4号」に改め、同表函館駅周辺地区地区整備計画区域交通拠点A地区の項第1号中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同表石川北第3地区地区整備計画区域沿道業務地区の項第3号中「別表第2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に、「同表（る）項第3号」を「同表（を）項第3号」に、「同表（を）項第2号」を「同表（わ）項第2号」に改める。

（函館圏都市計画スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の一部改正）

第6条 函館圏都市計画スポーツ・レクリエーション地区内における建

建築物の制限の緩和に関する条例（平成12年函館市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8項」を「第9項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築基準法および建築基準法施行令の一部改正に伴い規定を整備するため